

新設する位置指定道路の利用宅地について

所沢市では、人口減少社会における、ゆとりある良好な市街地の形成及びニューノーマルな生活様式に対応した居住環境の提供を目的とし、所沢市街づくり条例第52条関係の施設整備等の基準のうち、一戸建て住宅の最小面積が、令和4年12月1日以降に標識設置届が提出された開発事業から、変更されます。

つきましては、令和4年12月1日以降に申請する位置指定道路（建築基準法第42条第1項第5号）の利用宅地についても、原則、同様の取扱いとします。

また、指定後※1一年以上経過したあとに、一戸建て住宅を建築する予定の敷地についても、趣旨をご理解いただき検討くださいますようお願いします。

- 1 一戸建て住宅の敷地は、住居系の用途地域内※2においては120m²、
その他の用途地域においては100m²を最小面積とする。ただし、次にあげるものについては、この限りでない。
- (1) 敷地の位置形状が著しく変形となる場合
 - (2) その他法令及び法令に基づく制度に敷地面積の定めがある場合

※1：令和4年12月1日以降に申請された位置指定道路について指定した後

※2：住居系の用途地域とは

第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域